

# NPO法人しっぽの約束定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、NPO法人しっぽの約束という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区三田二丁目21番16号に置く。

### (目 的)

第3条 この法人は、動物、とくに犬及び猫と人間が共生できる、より良い社会の実現に寄与することを目的とする。そのために、以下の3つの目標を掲げる。

- (1) 行き場のない犬及び猫の殺処分ゼロを目指し、保護・譲渡活動を推進する。
- (2) 飼い主のいない猫（野良猫）の過剰な繁殖を防ぐためのTNR活動を推進する。
- (3) 高齢者と動物が安心して暮らせる社会の実現を支援する。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 動物の保護、飼養管理及び譲渡に関する事業
- (2) 動物の不妊去勢手術及び地域猫活動の推進に関する事業
- (3) 動物の適正飼養及び動物愛護に関する普及啓発事業
- (4) 高齢者の動物飼養及び住居確保に関する相談・支援事業
- (5) ~~動物の葬儀、供養及び埋葬に関する支援事業~~
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 物品販売事業
- (2) 広告掲載事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

## 第2章 会 員

### (種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を賛助するために入会した個人及び団体

### (入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### (除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

## 第3章 役 員

### (種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人を副理事長とする。

#### (選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

#### (職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日及び正会員総数
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### (理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事から第14条第5項第5号の規定に基づき招集の請求があったとき。

#### (理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

#### (理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### (臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

#### (解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

#### (合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

### (公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

## 第9章 事務局

### (事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

### (職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

### (組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雜 則

### (細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 シュライバー 有紀子（中川 有紀子）

副理事長 引間 貴子

理事 加藤 久美子（工藤 久美子）

理事 野口 立児

理事 垣原 弘道

監事 中川 博之

監事 延與 桂

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2027年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2027年2月28日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)入会金 正会員（個人・団体） 10,000円 賛助会員（個人・団体） 3,000円

(2)年会費 正会員（個人） 10,000円 正会員（団体） 100,000円  
賛助会員（個人） 3,000円 賛助会員（団体） 80,000円

## 役員名簿

(役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

NPO法人しつぽの約束

### 1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

### 2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
1	理事	シュライバー ユキコ (ナカガワ ユキコ) シュライバー 有紀子 (中川 有紀子)	無	理事長
2	理事	ヒキマ タカコ 引間 貴子	無	副理事長
3	理事	カトウ クミコ (クドウ クミコ) 加藤 久美子 (工藤 久美子)	無	
4	理事	ノグチ リュウジ 野口 立児	無	
5	理事	カキハラ ヒロミチ 垣原 弘道	無	
6	監事	ナカガワ ヒロユキ 中川 博之	無	
7	監事	エンヨ カツラ 延興 桂	無	
8	理事・監事		有・無	
9	理事・監事		有・無	
10	理事・監事		有・無	

## 令和8年度

## 事業計画書

NPO法人 しっぽの約束

## 1 事業実施の方針

この法人は、動物、特に犬及び猫と人間とが共生できる、より良い社会の実現に寄与することを目的とする。

そのために、創業初年度は以下の3つの目標を掲げる。

- (1) 初年度として、行き場のない犬及び猫の殺処分ゼロを目指し、保護・譲渡数を増やす。
- (2) 飼い主のいない猫（野良猫）の過剰な繁殖を防ぐためのTNR数を増やす。
- (3) 高齢者と動物が安心して暮らせる社会の実現を支援するための埼玉県大里郡寄居町の土地建物取得、大規模修繕、猫受け容れ開始、シェルターの運営を軌道に乗せる。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【9,105千円】)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
動物の保護、飼養管理及び譲渡に関する事業	埼玉県大里郡寄居町シェルターの運営管理及び港区、古河市での小規模シェルターの運営	通年	埼玉県北部、東京都港区、茨城県古河市	2	飼い主※保護犬・猫の飼養等に関心のある方	200	1,095
動物の保護、飼養管理及び譲渡に関する事業	飼い主のいない犬猫にワクチン接種、不妊去勢手術医療を施し、シェルターで保護、里親募集をする。	通年	埼玉県北部、東京都港区、茨城県古河市	5	飼い主※保護犬・猫の飼養等に関心のある方	200	7,610
動物の不妊去勢手術および地域猫推進に関する事業	飼い主のいない犬猫の捕獲、ウイルス検査、ワクチン接種、不妊去勢手術、駆虫薬等医療を施し、現場にリターンし、えさやりをしてくれる方とよく話し合い地域猫活動を推進する。	通年	埼玉県北部、東京都港区、茨城県古河市	5	地域住民	200	300
動物の適正飼育および動物愛護に関する普及啓発事業	埼玉県大里郡寄居町シェルターでの体験勉強会（一泊猫とお泊り会）	通年	埼玉県大里郡寄居町	2	猫愛好家	20	0
高齢者等の動物飼養及び住居確保に関する相談・支援事業	高齢者が犬猫を飼えなくなりた時、緊急で引き取り、シェルターで預かる相談、支援	通年	日本全国	2	今後の動物飼養に不安を持つ高齢者	50	100

## (2) その他の事業

(事業費の総費用【 30 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
物品販売事業	オリジナルデザインのグッズ(Tシャツ、マグカップ等)の販売	通年	法人事務所	1	30
広告掲載事業	不動産業者、ペットフード業者、トイレの砂業者等の広告をHP、SNSに掲載する。	通年	法人事務所	1	0

## 令和9年度

## 事業計画書

## NPO法人 しっぽの約束

## 1 事業実施の方針

この法人は、動物、特に犬及び猫と人間とが共生できる、より良い社会の実現に寄与することを目的とする。

そのために、創業二年目は以下の3つの目標を掲げる。

- (1) 二年度として、行き場のない犬及び猫の殺処分ゼロを目指し、保護・譲渡数を前年と同数活動
- (2) 飼い主のいない猫（野良猫）の過剰な繁殖を防ぐためのTNR 数を前年と同数活動。
- (3) 高齢者と動物が安心して暮らせる社会の実現を支援するための埼玉県大里郡寄居町のシェルターを軌道に乗せ、新たに、中型犬大型犬シェルターを茨城県古河市に建設。運営を軌道に乗せるようする。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【11,135千円】)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
動物の保護、飼養管理及び譲渡に関する事業	埼玉県大里郡寄居町シェルターの運営管理及び港区、古河市での小規模シェルターの運営	通年	埼玉県北部、東京都港区、茨城県古河市	2	飼い主※保護犬・猫の飼養等に关心のある方	200	1,095
動物の保護、飼養管理及び譲渡に関する事業	飼い主のいない犬にワクチン接種、不妊去勢手術医療を施し、シェルターで保護、里親募集をする。茨城県古河市で土地建物取得、中型犬大型犬のシェルター建設	通年	茨城県古河市	2	飼い主※保護犬の飼養等に关心のある方	50	1,200
動物の保護、飼養管理及び譲渡に関する事業	飼い主のいない犬猫にワクチン接種、不妊去勢手術医療を施し、シェルターで保護、里親募集をする。	通年	埼玉県北部、東京都港区、茨城県古河市	5	飼い主※保護犬・猫の飼養等に心がある方	200	8,140
動物の不妊去勢手術および地域猫推進に関する事業	飼い主のいない犬猫の捕獲、ウイルス検査、ワクチン接種、不妊去勢手術、駆虫薬等医療を施し、現場にリターンし、えさやりをしてくれる方とよく話し合い地域猫活動を推進する。	通年	埼玉県北部、東京都港区、茨城県古河市	5	地域住民	200	600
動物の適正飼育および動物愛護に関する普及啓発事業	埼玉県寄居町シェルターでの体験型勉強会（一泊猫と一緒に泊り会）	通年	埼玉県大里郡寄居町	2	猫愛好家	20	0

高齢者等の動物飼養及び住居確保に関する相談・支援事業	高齢者が犬猫を飼えなくなった時、緊急で引き取り、シェルターで預かる相談、支援	通年	日本全国	2	今後の動物飼養に不安を持つ高齢者	50	100
----------------------------	----------------------------------------	----	------	---	------------------	----	-----

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 50 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
物品販売事業	オリジナルデザインのグッズ(Tシャツ、マグカップ等)の販売	通年	法人事務所	1	50
広告掲載事業	不動産業者、ペットフード業者、トイレの砂業者等の広告をHP、SNSに掲載する。	通年	法人事務所	1	0

## 設立・定款変更用

## 令和8年度 活動予算書（その他事業がある場合）

NPO法人 しっぽの約束  
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
<b>【A】 経常収益</b>					
1 受取会費		600,000		0	600,000
正会員受取会費（1000円＊30人）	300,000		0	0	
賛助会員受取会費（3000円＊100人）	300,000		0	0	
2 受取寄附金		5,500,000		0	5,500,000
受取寄附金（埼玉県寄居町シェルター建設）	5,000,000		0	0	
受取寄附金（大口）	500,000		0	0	
施設等受入評価益	0		0	0	
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金	0		0	0	
4 事業収益		3,000,000		300,000	3,300,000
動物の保護、飼養管理及び譲渡に関する事業	3,000,000		0		
動物の不妊去勢手術及び地域猫活動の推進に関する事業	0		0		
動物の適正飼養及び動物愛護に関する普及啓発事業	0		0		
高齢者の動物飼養及び住居確保に関する相談・支援事業	0		0		
動物の葬儀、供養及び埋葬に関する支援事業	0		0		
物品販売事業	0	100,000			
広告掲載事業	0	200,000			
5 その他の収益		0		0	0
受取利息	0	0	0	0	
<b>経常収益計</b>		<b>9,100,000</b>		<b>300,000</b>	<b>9,400,000</b>
<b>【B】 経常費用</b>					
1 事業費					
(1) 人件費		1,095,000		0	1,095,000
シェルター管理有償ボランティア手当	1,095,000		0		
役員報酬	0		0		
退職給付費用	0		0		
福利厚生費	0		0		
(2) その他経費		8,010,000		30,000	8,040,000
会議費	90,000		0		
旅費交通費	20,000		0		
動物運搬費用（ガソリン代、高速代）	600,000		0		
動物施設土地建物（埼玉県大里郡寄居町物件）	1,500,000		0		
施設等評価費用（登記費用）	50,000		0		
印紙代	10,000		0		
建物修繕費および給湯器設置費	1,200,000		0		
水道光熱費（シェルター）	360,000		0		
減価償却費（築45年の100万円の家屋を4年で償却）	250,000		0		
業務委託費、アニメーション動画作成	130,000		0		
動物医療費（TNR時ワクチン費用）	300,000		0		
動物医療費	3,000,000		0		
消耗品費	500,000		0		
グッズ仕入れ費	0	30,000			
<b>事業費計</b>		<b>9,105,000</b>		<b>30,000</b>	<b>9,135,000</b>
2 管理費					
(1) 人件費		0		0	0
役員報酬	0		0		
給料手当	0		0		
退職給付費用	0		0		
福利厚生費	0		0		
(2) その他経費		530,000		0	530,000
消耗品費	0		0		
水道光熱費	0		0		
通信運搬費	0		0		
地代家賃	0		0		
旅費交通費	0		0		
減価償却費	0		0		
固定資産税	130,000		0		
税理士会計士顧問料（月次経理、決算事務）	400,000		0		
<b>管理費計</b>		<b>530,000</b>		<b>0</b>	<b>530,000</b>
<b>経常費用計</b>		<b>9,635,000</b>		<b>30,000</b>	<b>9,665,000</b>
<b>当期経常増減額【A】－【B】</b> ···①		<b>-535,000</b>		<b>270,000</b>	<b>-265,000</b>
<b>【C】 経常外収益</b>					
固定資産売却益	0		0		
過年度損益修正益	0		0		
0		0		0	0
<b>経常外収益計</b>		<b>0</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
<b>【D】 経常外費用</b>					
固定資産売却損	0		0		
災害損失	0		0		
過年度損益修正損	0		0		
0		0		0	0
<b>経常外費用計</b>		<b>0</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
<b>当期経常外増減額【C】－【D】</b> ···②		<b>0</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
<b>経理区分振替額</b> ···③		<b>270,000</b>		<b>-270,000</b>	<b>0</b>
<b>税引前当期正味財産増減額①+②+③</b> ···④		<b>-265,000</b>		<b>0</b>	<b>-265,000</b>
法人税、住民税及び事業税 ···⑤					70,000
設立時正味財産額 ···⑥					0
<b>次期繰越正味財産額</b> ④-⑤+⑥					<b>-335,000</b>

## 令和9年度 活動予算書（その他事業がある場合）

NPO法人 しっぽの約束  
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
<b>【A】 経常収益</b>					
1 受取会費		2,600,000		0	2,600,000
正会員受取会費（10000円＊200人）	2,000,000		0		
賛助会員受取会費（3000円＊200人）	600,000		0		
2 受取寄附金		5,500,000		0	5,500,000
受取寄附金（茨城県古河市中型犬大型犬シェルター建設）	5,000,000		0		
受取寄附金（大口）	500,000		0		
施設等受入評価益	0		0		
3 受取助成金等	0	0	0	0	0
受取助成金	0		0		
4 事業収益		3,000,000		500,000	3,500,000
動物の保護、飼養管理及び譲渡に関する事業	3,000,000		0		
動物の不妊去勢手術及び地域猫活動の推進に関する事業	0		0		
動物の適正飼養及び動物愛護に関する普及啓発事業	0		0		
高齢者の動物飼養及び住居確保に関する相談・支援事業	0		0		
動物の葬儀、供養及び埋葬に関する支援事業	0		0		
物品販売事業	0		300,000		
広告掲載事業	0		200,000		
5 その他の収益		0	0	0	0
受取利息	0	0	0	0	
<b>経常収益計</b>		11,100,000		500,000	11,600,000
<b>【B】 経常費用</b>					
1 事業費					
(1) 人件費		1,095,000		0	1,095,000
シェルター管理有償ボランティア手当	1,095,000		0		
役員報酬	0		0		
退職給付費用	0		0		
福利厚生費	0		0		
(2) その他経費		9,510,000		50,000	9,560,000
会議費	90,000		0		
旅費交通費	20,000		0		
動物運搬費用（ガソリン代、高速代）	800,000		0		
新設シェルター建築費	1,200,000		0		
水道光熱費	720,000		0		
減価償却費（築45年の100万円の家屋を4年で償却）	250,000		0		
業務委託費、アニメーション動画作成	130,000		0		
動物医療費（TNRワクチン費用）	300,000		0		
動物医療費	5,000,000		0		
消耗品費	1,000,000		0		
グッズ仕入れ費	0		50,000		
<b>事業費計</b>		10,605,000		50,000	10,655,000
2 管理費					
(1) 人件費		0		0	0
役員報酬	0		0		
給料手当	0		0		
退職給付費用	0		0		
福利厚生費	0		0		
(2) その他経費		530,000		0	530,000
消耗品費	0		0		
水道光熱費	0		0		
通信運搬費（運搬ガソリン代）	0		0		
地代家賃	0		0		
旅費交通費	0		0		
減価償却費	0		0		
固定資産税	130,000		0		
税理士会計士顧問料（月次経理、決算事務）	400,000		0		
<b>管理費計</b>		530,000		0	530,000
<b>経常費用計</b>		11,135,000		50,000	11,185,000
<b>当期経常増減額【A】-【B】・・・①</b>		-35,000		450,000	415,000
<b>【C】 経常外収益</b>					
固定資産売却益	0		0		
過年度損益修正益	0		0		
0	0		0		
<b>経常外収益計</b>		0		0	0
<b>【D】 経常外費用</b>					
固定資産売却損	0		0		
災害損失	0		0		
過年度損益修正損	0		0		
<b>経常外費用計</b>		0		0	0
<b>当期経常外増減額【C】-【D】・・・②</b>		0		0	0
<b>経理区分振替額・・・③</b>		450,000		-450,000	
<b>税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④</b>		415,000		0	415,000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤				70,000	
前期繰越正味財産額・・・⑥				-335,000	
<b>次期繰越正味財産額④-⑤+⑥</b>				10,000	

# NPO法人しっぽの約束 設立趣旨書

## 1. 趣旨

私たちは、動物と人間が互いに尊重し、豊かに共生できる社会の実現を目指すという理念のもと、特定非営利活動法人「しっぽの約束」を設立いたします。

現代社会において、ペットは多くの家庭で家族の一員としてかけがえのない存在となっています。

しかしその一方で、飼育放棄や無秩序な繁殖により、行き場を失い、毎年多くの犬や猫が殺処分されているという悲しい現実があります。また、飼い主のいない猫（野良猫）をめぐる地域トラブルや、高齢化に伴いペットの飼育が困難になるケースも深刻な社会問題となっています。

私たちはこれらの課題に対し、以下の3つを活動の柱として取り組みます。

1. 行き場のない犬及び猫の殺処分ゼロを目指し、保護・譲渡活動を推進する
2. 飼い主のいない猫（野良猫）の過剰な繁殖を防ぐためのTNR活動を推進する。
3. 高齢者と動物が安心して暮らせる社会の実現を支援する。

これらの活動を通じて、一頭でも多くの命を救うと共に、動物福祉の精神を社会に根付かせ、全ての命が大切にされる、思いやりのある成熟した社会の実現に寄与することを目的とします。

## 2. 申請に至るまでの経緯

これまで私たちは、15年間以上にわたり、それぞれ個人として、また少人数のボランティアグループとして、犬猫の保護活動やTNR活動、地域への啓発活動などに取り組んでまいりました。この間の保護譲渡数は580匹を超えております。

しかし、活動を続ける中で、個人や少人数のボランティアグループの力だけでは救える命の数に限りがあること、若手人財育成等のサステナビリティの点で課題があること、また、行政や地域社会との連携、活動資金の確保といった面で、個人活動の限界を痛感するようになりました。

そこで、同じ志を持つ有志が集まり議論を重ねた結果、より安定的かつ継続的に、そして社会的な信用をもって活動を展開するためには、法人格を取得することが不可欠であるとの結論に至りました。特定非営利活動法人として組織化することで、責任の所在を明確にし、透明性の高い運営を行い、より多くの方々からのご支援とご協力を得ながら、地域に根差した広範な活動を力強く推進していく所存です。

## 3. 社会的背景と課題

私たちの活動が対象とする社会的な課題は、主に以下の点に集約されます。

・後を絶たない殺処分の問題： 自治体による懸命な努力により殺処分数は減少傾向にありますが、依然として飼育放棄や迷子、多頭飼育崩壊などにより、多くの尊い命が失われています。この問題の根本的な解決には、行政の取り組みだけでなく、民間団体によるきめ細やかな保護・譲渡活動が不可欠です。

・飼い主のいない猫（野良猫）をめぐる問題： 無秩序な繁殖は、糞尿や鳴き声による地域トラブルの原因となるだけでなく、過酷な環境で生きる不幸な猫を増やし続けることになります。この連鎖を断ち切るためにには、猫を排除するのではなく、不妊去勢手術を施して地域で適切に管理する「TNR活動（地域猫活動）」が、最も人道的かつ有効な解決策として認識されています。

・超高齢社会におけるペット飼育の問題： ペットは高齢者にとって大きな癒やしや生きがいとなります。が、飼い主自身の病気や入院、死去などにより、飼育が困難になるケースが増加しています。飼い主の不安を解消し、万が一の際には残されたペットの命を守る社会的なセーフティネットの構築が急務となっています。

#### 4. 今後の活動内容

私たちはこれらの課題を解決するため、定款に掲げた目的を達成すべく、以下の活動を展開してまいります。

(1) 殺処分ゼロを目指す活動：行き場を失った犬猫を保護するためのシェルター運営や一時預かりボランティア制度を整備します。保護した動物には適切な医療ケアを施し、心身の健康を回復させた上で、定期的に譲渡会を開催し、新しい家族へと繋ぎます。

また、イベントやSNSを通じて、終生飼養や適正飼養の重要性を訴える啓発活動も行います。

(2) TNR活動の推進：地域住民や自治体、近隣の動物病院と連携し、飼い主のいない猫を対象とした計画的なTNR活動を実施します。住民への説明会などを通じて地域猫活動への理解を求め、猫と地域住民が快適に共存できる環境づくりを支援します。

(3) 高齢者と動物の共生支援：高齢の飼い主からの相談に応じる窓口を設置し、日々の飼育に関する悩みや不安の解消をサポートします。高齢者がペット可賃貸物件にスムースに入居できるよう宅地建物取引士有資格者の理事長が大家さんおよび不動産仲介業者と交渉します。

また、飼い主が入院・入所する際の一時預かりや、万が一の際にペットを終生飼養するための受け皿となる後見的な制度の構築を目指します。

以上の活動を誠実に実行していくため、ここに特定非営利活動法人「しっぽの約束」の設立を申請いたします。本法人の設立の趣旨にご理解ご賛同をいただき、設立認証を賜りますよう、心よりお願ひ申し上げます。

令和7年11月18日

設立代表者

氏名 シュライバー 有紀子（中川 有紀子）